

補聴器購入費助成の実施状況(令和7年度調査)

No.	市町村名	担当課	問1:補聴器購入費助成状況	問2:助成金額(上限額)	問3:年齢条件	問4:聴力条件	問5:支給条件	問6:医師条件	問7:販売店条件	問8:その他条件	問9:実施予定時期・検討時期	問10:助成制度導入の背景や決めの手	問11:助成制度導入の障壁や懸念事項
1	さいたま市	福祉部長寿応援部高齢福祉課・在宅事業係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	聴覚障害の認定基準を満たさない加齢性難聴の高齢者の方々の補聴器購入費助成制度を実施するには、補聴器による認知機能低下の予防効果があるなどの医学的な事実が必要であると考えています。そのため、国の実施している「補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能の低下予防の効果を検証する研究」の研究成果等の結果を踏まえ、対応を検討していきます。
2	川越市	高齢者いきがい課	①実施済み	30,000	満65歳以上	次の聴力レベルのいずれかに該当し、耳鼻咽喉科の医師が補聴器の装着を有用であると認める方(なお、聴覚障害による障害者手帳交付の対象とならない方) ア 対象聴力が4分法で両耳とも中等度難聴(40dB以上70dB未満)以上 イ 対象聴力が4分法で一耳耳が中等度難聴以上、他側耳が軽度難聴(25dB以上40dB未満)	・管理医療機器認定を取得した補聴器本体の購入費用のみ対象(修理、保守、電池交換並びに付属品・集音器の購入は補助対象外・交付決定前に購入した補聴器は補助対象外) ・1人1回限り	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	—	—	—
3	熊谷市	長寿いきがい課高齢福祉係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4	川口市	長寿支援課 支援係	①実施済み	20,000	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上の者で、耳鼻科を標榜する医師により、聴力低下のため日常生活に支障があり補聴器の装着が必要と認められた者	・市内に住所を有し、現に居住している者 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費支給制度による補聴器の交付を受けられない者 ・川口市高齢者補聴器購入費補助金の交付を受けたことがない者	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	市民府非課税の者又は生活保護法による被保護世帯に属する者	—	—	—
5	行田市	高齢者福祉課高齢福祉担当	①実施済み	20,000	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上	1人1回限り、決定後は5年経過するまでは助成対象としない	15条指定医	—	—	—	—	難聴によって外出控え、他者との交流が減ることで、フレイルや認知症にリスクが高まることや言われ始めたこと、市議会での要望があったこと、認知症予防施策の一つとなること。
6	秩父市	高齢者介護課	①実施済み	20,000	満65歳以上の方	両耳の聴力レベルが40デシベル以上の方	市内在住かつ過去に本制度の助成を受けていない方。(1人1回限り)医師が補聴器の装着の必要性を認めた方。(買い替えの方も対象。)	—	秩父郡市外の医療機関において医師の指示をもらった場合、秩父市内の販売業者から購入した補聴器に限る。	聴力障がいによる身体障害者手帳を所持しておらず、市税等の滞納がない方。補聴器は令和7年4月1日以降に購入したもの。	—	—	—
7	所沢市	高齢者支援課	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	今後、生産人口(稼働年齢層)が減少することに伴い税収入も減少する反面、社会保障費(高齢者福祉サービスを含む)は増大の一途を辿り、持続可能な自治体運営をするためには、限られた財源を有効に使用することが求められる。
8	飯能市	介護予防推進担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	加須市	地域包括ケア担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10	本庄市	高齢者福祉課長寿いきがい係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	背景として、高齢化に伴い、加齢性難聴によるコミュニケーション不足が社会的孤立や認知機能の低下につながる。うつ病や認知症のリスクが高くなること懸念されていることがあります。また、助成制度を導入する自治体が増えていることも導入検討の決め手となっています。
11	東松山市	高齢介護課 高齢福祉グループ	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	財政上の課題から新たな補助制度の創出は難しい
12	春日部市	高齢者支援課・高齢者支援担当	①実施済み	20,000	65歳以上の者	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者	・補聴器本体は管理医療機器の補聴器に限る。 ・補聴器本体は台分のみに係る購入費に限る。	身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師	—	市民府非課税世帯に属する者又は生活保護法による被保護世帯に属する者。 ・労働者補償保険法、その他の法令の規定に基づく補聴器購入に係る費用の助成を受けていない者	—	—	—
13	狭山市	高齢者支援課	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14	羽生市	高齢介護課 高齢福祉係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	補聴器は高価な物で購入費を助成するには市の財政的な負担が大きくなり、国及び県からの補助金が必要となる。また、公費負担を検討するうえでは、制度を実施している自治体等から効果等について研究を行う必要があるため。
15	鴻巣市	介護保険課高齢福祉担当	①実施済み	40,000	市の住民基本台帳に記録されている18歳以上の者	両耳の聴力レベルが40デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない者	両耳2台1回の払い交付決定日から起算して5年経過で再申請可能	身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師(聴覚障害区分の指定を受けている者に限る)	—	市税の滞納がない者。他法により助成を受けている場合は対象外、世帯の中で市民税所得割が最も多い方の税額が46万円以上の場合対象外等	—	—	—
16	深谷市	長寿福祉課長寿福祉係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	国の、難聴高齢者の早期発見・早期介入等に関する調査研究結果を踏まえ検討している。また、議会や市民から助成制度導入の要望が出ている。
17	上尾市	高齢介護課 高齢者福祉担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	助成を開始している県内他自治体の増加と、耳の聞こえによる日常生活への影響が近年明らかになっていくことを踏まえ、一定程度の効果の期待はできますが、継続使用率にまた疑問が残ることから、実施の有無を含め検討しております。
18	草加市	長寿支援課・相談支援係	①実施済み	20,000	65歳以上	目安としては、中等度難聴:両耳ともに40dB以上70dB未満、軽度難聴:両耳又は片耳が40dB未満としています。	・本市に住民登録がある方 ・申請受付日時点で住民府非課税である人 ・障害者総合支援法に基づく補装具費(補聴器)の支給対象でない人 ・1人1回限り	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	・補聴器本体に係る購入費用のみ対象(受診の文書料、検査料等は対象外) ・管理医療機器の補聴器のみ対象(集音器等は対象外)	—	—	—

補聴器購入費助成の実施状況(令和7年度調査)

No.	市町村名	担当課	期1:補聴器購入費助成状況	期2:助成金額(上限額)	期3:年齢条件	期4:聴力条件	期5:支給条件	期6:医師条件	期7:販売店条件	期8:その他条件	期9:実施予定時期・検討時期	期10:助成制度導入の背景や決め手	期11:助成制度導入の障壁や懸念事項
19	越谷市	地域包括ケア課	①実施済み	30,000	65歳以上の方	聴力レベルが次のいずれにも該当しない方 1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上の方 2. 1聴耳の聴力レベルが90デシベル以上かつ他側耳の聴力レベルが50デシベル以上の方	1. 市内在住の方 2. 市民税非課税世帯(生活保護受給者世帯を含む)の方 3. 耳鼻科医から補聴器が必要と認められる方 4. 過去5年以内に助成を受けていない方	耳鼻科標榜医	—	なし	—	—	—
20	蕨市	健康長寿課	①実施済み	40,000	65歳以上	聴覚障害に該当しない中等度難聴(両耳40dB以上)の方	1人1台1回限り。助成金の決定通知送付前に購入された補聴器は補助の対象とならない。	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	—	—	—
21	戸田市	健康長寿課 高齢者支援担当	①実施済み	40,000	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上	1人1台1回限り	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	—	—	—
22	入間市	高齢者支援課 地域支援担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	新たな助成制度導入への財源確保が困難なため
23	朝霞市	長寿はつらつ課・高齢者支援係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	平成27年度に同助成制度を開始していたが、令和3年度に同助成制度の利用者にアンケート調査を実施し、一定以上の需要がなかったため、令和3年度に終了した。
24	志木市	長寿応援課	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	聴力向上のための補助具は様々なものがあり、高齢者に効果的に使用していたくには非常に個性が高く支援が必要であるため。
25	和光市	長寿あんしん課 地域支援事業担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	財政上の課題から、新たな補助制度の創設が困難であるため。
26	新座市	長寿はつらつ課 安心サポート係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	聴力の補聴器による認知機能への予防効果があるならば、エビデンスに基づき、国の制度として、助成対象を一部は全額負担し実施すべきものとする。令和7年度に全市長長会から国に対して補聴器購入補助制度の創設について提言しており、現時点では、その動向や他自治体の実施状況を注視している。
27	桶川市	高齢介護課 高齢者福祉係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	未定	—	—
28	久喜市	高齢者福祉課・高齢者福祉係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	国において難聴による認知機能低下の関連性について明らかにされていない状況で、市独自で認知症予防のための補聴器使用を推奨するにはエビデンスが不十分である。また、補聴器の金額も幅広く、市単独で補聴器助成制度を導入した場合に適切な金額を定めることが難しい。
29	北本市	高齢介護課 高齢者福祉担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	未定	—	事業の継続性も考慮し、国や県等からの財源確保も含めて検討しているため。
30	八潮市	長寿介護課 高齢者福祉係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	未定	—	—
31	富士見市	高齢福祉課 高齢者支援係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	令和8年度の開始を検討中	住民からの要望、議会で陳情が採択されたこと	—
32	三郷市	長寿いきいき課 長寿いきいき係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	未定	実施の可否を含め検討中	—
33	蓮田市	長寿支援課 高齢福祉担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	未定	—	聞こえの相談事業の実施により市民の聞こえへの関心の高さがかわったこと、県内で助成制度を開始している自治体が増加していること。
34	坂戸市	高齢者福祉課 高齢者福祉係	①実施済み	課税世帯 20,000 非課税世帯 50,000	65歳以上	両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満(中等度難聴)の方、又は医師により特に補聴器の装着が必要と認められた方(いずれも医師意見書が必要)	1人につき1回限り 聴覚障害による補聴器(補装具費)の交付を受けられない方(身体障害者手帳の交付対象とならない方)	—	—	市民税の滞納をしていない方 医療機器認定を取得している補聴器	—	—	—
35	幸手市	介護福祉課 高齢福祉担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	補聴器による認知機能の改善等、実施効果を見極める必要があるため。
36	鶴ヶ島市	健康長寿課・高齢者福祉担当	①実施済み	20,000円(課税世帯) 50,000円(非課税世帯)	65歳以上の方	両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満の方、または医師が特に補聴器の必要性を認めた方(いずれも医師意見書が必要)	聴覚障害による補聴器(補装具費)の交付を受けられない方(身体障害者手帳の交付対象とならない方) ・1人1回限り	—	—	市民税の滞納がない方	—	—	認知症予防・フレイル対策に力を入れており、また、市内の耳鼻咽喉科の医師から要望書の提出があったため。
37	日高市	長寿いきいき課	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	財政面で余裕がない。
38	吉川市	長寿支援課 高齢福祉係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	加齢性難聴は、認知症へのリスク要因とされているものと認識しております。しかし、先天性難聴とは異なり、日常生活を営む中で加齢とともに徐々に進行することから、中重度の加齢性難聴は、聴力や聴力の低下などと共に、活動を阻害している程度や補聴器等によって回復を望む程度は様々であると考えます。
39	ふじみ野市	高齢福祉課・地域支援係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	未定	ニーズの高まりや他自治体の動向	—
40	白岡市	高齢介護課	①実施済み	20,000	65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上	1人につき1回限り	耳鼻咽喉科標榜医	—	市税及び介護保険料を滞納していない者 医療機器認定を取得している補聴器のみ	—	市民からの要望及び計画で策定しているため。	—
41	伊奈町	いきいき長寿課・いきいき長寿係	①実施済み	20,000	申請日において町内に住所を有する満65歳以上の方	両耳の聴力レベルが40dB以上	聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方 ・町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の滞納がない方 ・過去に本事業による助成を受けたことがない方 ・左右いずれかの耳に装着する補聴器本体1台分を補助	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	医療機器認定を取得した補聴器であること ・医師の意見書を得るための費用(診察料・検査料等)、送料等に要した費用は対象外 ・申請(助成金交付決定)前に購入された補聴器は対象外	—	—	—
42	三方町	福祉支援担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
43	毛呂山町	高齢者支援課 高齢者福祉係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	—	未定	—	認知症との関連性 助成した補聴器を全員が確実に使いこなせるか、という点
44	越生町	健康福祉課・高齢者介護担当	①実施済み	40,000	65歳以上	—	支給は1人につき1回限りとする。 ・修繕費用、部品交換費用、付属品単体の調整費用等は対象外とする。 ・両耳2台を購入した場合も1回の取り扱いとす。	意見書は求めないが、補聴器の使用が必要であると認める医師の意見を申請書に記載していること。	—	・住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により越生町の住民基本台帳に記録されている者 ・町税を滞納していない者 ・管理医療機器認定を取得した補聴器を対象とする。	—	—	—
45	滑川町	高齢介護課	①実施済み	20,000	65歳以上	—	医師による補聴器の必要性を認める意見書を提出することができる方、聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない方、1人1回限り、住民税非課税世帯に属する方	—	—	—	—	—	—
46	嵐山町	長寿いきいき課 長寿いきいき担当	①実施済み	20,000	65歳以上の方	両耳の聴力レベルが40dB以上の方、又は片方の耳が40dB以上で、かつ他耳が70dB以上の方。	補聴器本体1台分、以前に助成を受けたことがない嵐山町に住所がある方	耳鼻科標榜医	—	町税等の滞納がない方 医療機器認定を取得した補聴器本体のみ対象	—	—	—

補聴器購入費助成の実施状況(令和7年度調査)

No.	市町村名	担当課	期1:補聴器購入費助成状況	期2:助成金額(上限額)	期3:年齢条件	期4:聴力条件	期5:支給条件	期6:医師条件	期7:販売店条件	期8:その他条件	期9:実施予定時期・検討時期	期10:助成制度導入の背景や決め手	期11:助成制度導入の障壁や懸念事項
47	小川町	長生き支援課 高齢福祉担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	町単独では助成制度導入に係る財源を確保することが困難。
48	川島町	健康福祉課・福祉グループ	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	補聴器による認知機能低下の予防効果が医学的なエビデンスで立証されたならば、国の財政支援により全国一律で措置すべきものとするため。
49	吉見町	長寿福祉課福祉係	①実施済み	20,000	町内在住の満65歳以上	原則両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満の方	聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならず、耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用を必要と認められた方 表用効果の高い左右いずれかの耳に装着する医療機器認定を取得した補聴器本体1台分、助成は1人につき1回限り	耳鼻咽喉科の医師	医療機器認定を取得した補聴器が購入できる販売店	町税等を滞納していない方 集音筒の購入、メンテナンス及び故障・修理等は助成対象外	—	—	—
50	鳩山町	長寿福祉課 地域福祉・障害者福祉担当	①実施済み	20,000	65歳以上	医師による補聴器の必要性を認める意見書を提出できる者	1人1回限り	—	—	町税の滞納がないこと 医師意見書作成前に購入した場合対象外	—	—	—
51	ときがわ町	福祉課 高齢者福祉担当	①実施済み	30,000	65歳以上の方	両耳の聴力レベルが40dB以上70dB未満の方	ときがわ町に住所がある方 1人1台1回限り	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	町税・介護保険料、後期高齢者医療保険料等を滞納していない方	—	—	—
52	横瀬町	福祉介護課	①実施済み	20,000	満65歳以上である方	両耳聴力レベルが40デシベル以上の方 耳鼻咽喉科の医師による補聴器の必要性を認められた方	助成対象者1人につき1回限り	耳鼻咽喉科を標榜する医師	医療機器認定を取得した補聴器販売店	町内に住所を有し、居住している方 町税等を滞納していない方	—	—	—
53	皆野町	福祉課・福祉介護担当	①実施済み	20,000	65歳以上	40dB以上70dB未満	・1人1回限り。 ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付を受けていないこと。 ・耳鼻咽喉科を標榜する医師から補聴器の使用の必要性を認められたこと。	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	—	—	—	—
54	長瀬町	福祉介護課・介護包括ケア担当	①実施済み	30,000	満65歳以上	両耳の聴力レベルが40デシベル以上の者。ただし、両耳の聴力レベルが40デシベル未満であっても、耳鼻咽喉科を標榜する医師による補聴器の必要性を認められた者はこの限りでない。	1人1回限り	耳鼻科標榜医	—	町内に住所を有し、現に居住している ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第76条第1項の規定による補聴器費の支給により必要な補聴器の購入費の支給を受けていない ・町税等の滞納がない	—	—	—
55	小鹿野町	福祉課・障害福祉担当	①実施済み	20,000	満65歳以上	医師による補聴器の必要性を認める意見書を提出できる者	1人1台1回限り	—	—	住民税非課税世帯に限る	—	—	—
56	東秩父村	住民福祉課・福祉年金担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
57	美里町	介護福祉課・介護高齢者係	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	未定	—	難聴を予防することで認知症発症や進行のリスクを軽減することができるという学術的な研究結果	—
58	神川町	町民福祉課福祉担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	町民から相談がなく、現時点でニーズを把握していないため
59	上里町	高齢者いきいき課・介護介護係	①実施済み	20,000	申請時65歳以上の方	両耳とも40db以上70db未満の中等度難聴である又は耳鼻咽喉科の医師(以下「医師」という。)により補聴器の必要性を認められ、医師からその旨の意見書を徴することができる者	町内在住、過去5年以内に本制度の助成を受けていない方、	耳鼻咽喉科を標榜する医師	—	本人及び世帯員に町税等の滞納がないこと	—	—	—
60	寄居町	福祉課 介護保険・高齢者福祉係	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	近隣市町村の情報収集を行っているところであるため。 新規事業に至るまでのマンパワーが不足しているため。
61	宮代町	健康介護課 高齢者支援担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	未定	—	—	高齢者の聴力低下は、聴力だけの問題ではなく、認知機能の低下等も含む場合がある。また、補聴器は高価なため多少の補助では足りないと言われることが多く、障害者総合支援法での購入とは違い、本人の状況にあっている方式の補聴器に対する知識がないために買ったけど使えないという方も多いため、総合的に検討中。
62	杉戸町	高齢介護課・高齢者福祉担当	②検討中・実施予定	—	—	—	—	—	—	未定	—	—	—
63	松伏町	いきいき福祉課地域支援担当	③実施なし	—	—	—	—	—	—	—	—	—	財政的に困難なため

	回答
実施済み	25
検討中・実施予定	16
実施なし	22
未回答	0